

「生徒が輝く日本一の小規模校」を目指して
自立した社会人の基盤づくり～「夢」・「規律」・「感謝」～



平成26年度矢板市立泉中学校だより【第18号】

中学「し、ずみ」

■発行/平成27年1月7日(水)

明けましておめでとうございます

明けましておめでとうございます。寒さ厳しい三が日でしたが、保護者の皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

さて、5日より私立高校の入試が始まりました。私立が本命の生徒にとっては正念場、県立が本命の生徒にとっては第一関門です。各自の力を十分に発揮し、希望を叶えて欲しいと思います。

昨年10月から学力向上に向け以下の3点を特に力を入れていることを紹介してきました。

- ①学力向上3点セット…教科書マスター…読めることがスタート・まずは音読から
問題集マスター…3つ〇がつくまで繰り返し学習する粘り強さ
定期テストの活用…テスト向け教科書・問題集の学習&再テスト活用
- ②家庭学習の推進…1年60分・2年90分・3年120分、自主学習の時間が優先
- ③登下校完了時刻の徹底…8:00のチャイムを駐輪場で聞く

特に、旧3学期となる1月～3月には②の「家庭学習の推進」を重点的に指導を行っていく予定です。なにとぞ御理解いただき、御家庭においても声かけや賞賛などの御協力をよろしく願います。

道徳・人権コーナー No.8

今回は、LINE等のSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などによる人権侵害について取り上げます。

以下、政府公報オンラインからそのエッセンスを掲載します。

◆インターネットを利用するときも、ルールやモラルを守り、相手の人権を尊重しましょう

- *インターネット上の人権侵害を防ぐために
 - 他人を誹謗中傷する内容を書き込まない
 - 差別的な発言を書き込まない
 - 安易にあいまいな情報を書き込まない
 - 他人のプライバシーに関わる情報を書き込まない
 - 書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があるということを意識する

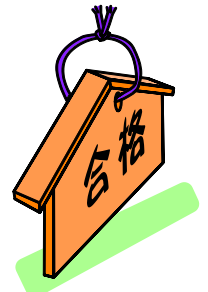
◆インターネットで他人の「個人情報」を流したり、「誹謗中傷」や「無責任なうわさ」を広めたりすることは、人権侵害につながります

- *インターネットでは、いったん書き込みを行うと、その内容がすぐに広まってしまいます。また、その書き込みをネット上から完全に消すことは容易ではありません。誹謗中傷や他人に知られたくない事実、個人情報などが不特定多数の人々の目にさらされ、そのような情報を書き込まれた人の尊厳を傷つけ、社会的評価を低下させてしまうなど、被害の回復が困難なほど重大な損害を与える危険があります。また、このような人権侵害は、名誉毀損の罪に問われることもあります。

◆インターネット上で人権侵害があったときは、プロバイダなどに情報の削除依頼を

- *掲示板やSNSであれば、被害者は、その運営者(管理人)に削除を求めることができます。さらに「プロバイダ責任制限法」という法律などにより、被害者は、プロバイダやサーバの管理・運営者などに対し、人権侵害情報の発信者の情報の開示を請求したり、人権侵害情報の削除を依頼したりすることができるようになっています。

◆インターネット上で人権侵害の被害を受けたときは、一人で悩まず、「法務省の人権擁護機関」に御相談ください。



心ない書き込みで傷ついている人がいます

インターネット上においては、匿名による書き込みが可能なことから心ない書き込みがされる場合があります。
個人の名前やプライバシーに関する悪質な書き込みは、人権侵害につながります。

書き込む前に、一度、自分の胸に手を当てて、書かれる相手の気持ちを考えましょう。

法務省・全国人権擁護委員会
電話人権相談所 0570-003-110 (全国共通ダイヤル) 人権啓発活動ネットワーク協議会

県立高校「特色選抜」情報

今年で2回目となる県立高校の「特色選抜」に向け、昨年

度を踏まえて準備を進めています。

特色選抜は、ひと言で言えば「自己推薦」です。自分を希望する高校に推薦するものです。

希望する生徒は、受検する高校の資格要件を満たしていることが必要です。この点の御理解をよろしくお願いします。各校の資格要件はインターネットで見ることができます。自分の希望する高校の資格要件を注意深く確認しましょう。さらに、面接で資格要件等を満たしているかどうかを聞かれることが予想されます。その際、理由を具体的に説明することが大切です。希望する生徒は、この点をしっかりと認識しておきましょう。

資格要件の見方の理解を深めるために、参考として地元にある矢板高等学校を例として掲載します。これを参考に各自の希望する学校の資格要件をみていただければ幸いです。

<矢板高等学校の例>

5 特色選抜に出願するための資格要件

中学校の出席状況が良好であるなど、基本的な生活習慣が身に付いており、基礎的な学力を有した者で、次の(1)及び(2)の各科の資格要件に該当する者。

(1) 部活動を3年間継続した者で、入学後も3年間頑張る意志のある者

但し、部活動については、機械科または電子科を受検する場合は、科の資格要件にも記載があるので注意すること

(2) 各科の資格要件

【農業経営科】

◇次の①、②の両方の要件を満たしていること

① 勤労意欲があり、農業実習を積極的に取り組む者

② 農業後継者または農業関連の進学・就職を目指す者

↓ 次のように読み取ります *資格要件に該当する理由を「志願理由書」に簡潔に記入する。

中学校の出席状況が良好であるなど、基本的な生活習慣が身に付いており、基礎的な学力を有した者で、次の(1)及び(2)の各科の資格要件に該当する者。

*要件1 (出席状況はその例)

*要件2

た者で、次の(1)及び(2)の各科の資格要件に該当する者。

*要件3

*要件4

「及び」なので(1)と(2)の両方を満たすことが必要

(1) 部活動を3年間継続した者で、入学後も3年間頑張る意志のある者

*「入学後も3年間頑張る意志のある者」となっているので、単なる実績を記すだけでは要件を満たしたことはない。志願理由書に「高校でも継続する意志を示す」ことが必要。

但し、部活動については、機械科または電子科を受検する場合は、科の資格要件にも記載があるので注意すること

(2) 各科の資格要件

【農業経営科】

◇次の①、②の両方の要件を満たしていること

① 勤労意欲があり、農業実習を積極的に取り組む者

*志願理由書に、勤労意欲があることと、実習に積極的に取り組む意志を明記する必要あり

② 農業後継者または農業関連の進学・就職を目指す者

*志願理由書に、農業後継者であるか農業関連の進学・就職の意志を示す必要あり

「志願理由書」には、①「資格要件」以外に、②「志願の理由」、③「特にPRしたいこと」も書くことになっています。

なお、書き方は、「文章」でも「箇条書き」でも大丈夫です。大切なことは、希望する高校に上記の①～③がきちんと伝わることです。

また、1・2年生も希望予定の高校の資格要件を見ておくようにしましょう。そして、特色選抜を希望するみなさんは、今から資格要件を満たすよう計画的に準備をすすめていきましょう。

*

2016年度の県立校入試は「特色選抜2月8日・9日、一般選抜3月7日」と発表になりました。

おめでとう！各種表彰・合格

◆塩谷地区口腔衛生審査会

<優良賞> 3年 渡邊琢巳、2年 金井亮太、1年 青木花蓮

◆第58回JA共済県下小中学生書道コンクール

<条幅の部> 銅賞 3年 鈴木 京

<半紙の部> 銅賞 3年 渡邊千尋